

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令等  
(個人事業者等関係) の施行について (お知らせ)

標記につきまして、厚生労働省より当協会に対し、令和8年4月1日に公布された改正法について別紙のとおり周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

本改正は、労働現場における多様な人材の安全確保、および職場環境整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進等を目的としたものです。

別添の資料につきましては、改正の趣旨や具体的な実施事項等を整理した施行通達となります。なお、公布内容の詳細につきましては、参考資料をご参照ください。

また、日本LPガス団体協議会HPにて「化学物質による健康障害防止対策等の推進」に関連するSDSの交付及びリスクアセスメントのセミナー資料が掲載されておりますので併せてご確認くださいませようお願いいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

【厚生労働省HP】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/anzen/an-eihou/index\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/anzen/an-eihou/index_00001.html)



【日本LPガス団体協議会HP】

<https://www.nichidankyo.gr.jp/>



<セミナー視聴用URL>

<https://www.youtube.com/watch?v=MFr3KcDqJ5c>



以上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、湯口、國坂

基安安発0330第4号  
令和8年3月30日

一般社団法人全国LPガス協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長  
(公印省略)

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の  
一部を改正する政令等（個人事業者等関係）の施行について

日頃より、労働安全衛生行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）については、令和7年5月14日に公布され、今般、改正法の一部が令和8年4月1日から施行されることに伴い、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（令和7年政令第361号。以下「整備政令」という。）が令和7年10月31日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和8年厚生労働省令第3号。以下「整備省令」という。）が令和8年1月20日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示（令和8年厚生労働省告示第44号。以下「整理告示」という。）が令和8年2月20日にそれぞれ公布され、いずれも令和8年4月1日に施行又は適用されることとなっています。

これを踏まえ、改正法、整備政令、整備省令及び整理告示のうち、個人事業者等関係部分について、今回の改正に係る趣旨及び考え方並びに措置義務主体が講ずべき具体的実施事項等を整理した施行通達を、別添のとおり作成しました。

つきましては、貴団体におかれましても、改正法等の内容について御理解いただくとともに、会員の皆様等において適切な対応が図られるよう、周知に御協力くださいますようお願い申し上げます。



基 発 0330 第 1 号  
令和 8 年 3 月 30 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の  
一部を改正する政令等（個人事業者等関係）の施行について

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号。以下「改正法」という。）については、令和 7 年 5 月 14 日に公布され、その主たる内容については、同日付け基発 0514 第 1 号をもって通達したところであるが、今般、改正法の一部が令和 8 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 361 号。以下「整備政令」という。）が令和 7 年 10 月 31 日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和 8 年厚生労働省令第 3 号。以下「整備省令」という。）が令和 8 年 1 月 20 日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示（令和 8 年厚生労働省告示第 44 号。以下「整理告示」という。）が令和 8 年 2 月 20 日にそれぞれ公布され、いずれも令和 8 年 4 月 1 日に施行又は適用されることとなっている。

ついては、改正法、整備政令、整備省令及び整理告示のうち、個人事業者等関係部分について、今回の改正の趣旨を十分に理解し、関係者への周知徹底を図るとともに、特に下記の事項に留意して、その運用に遺漏のないようにされたい。

## 記

### 第 1 改正の要点

#### I 改正法関係

#### 1 労働災害防止に関する措置への協力（労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）第 4 条関係）

本条に基づく労働者の労働災害防止のための必要な事項の遵守のほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置への協力の努力義務について、労働者と同一の場所で仕事の作業に従事する労働者以外の者にも課すこととしたこと。

- 2 労働災害防止計画に係る勧告等（安衛法第9条関係）  
個人事業者（事業を行う者で労働者を使用しないものをいう。以下同じ。）やその団体についても、本条による勧告又は要請の対象に含めることとしたこと。
- 3 元方事業者が講ずる措置の対象者（安衛法第15条第1項及び第3項並びに安衛法第15条の3関係）  
安衛法第15条第1項の特定元方事業者が、統括安全衛生責任者に行わせる統括管理の対象について、特定元方事業者又は関係請負人の労働者に加え、これらに係る労働者以外の作業従事者（事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者をいう。以下同じ。）を含めることとしたこと。  
建設業の元方事業者が、店社安全衛生管理者に行わせる統括管理の対象についても同様であること。
- 4 労働者以外の作業従事者に対する救護に係る二次災害の防止（安衛法第25条の2関係）  
爆発、火災等が生じた場合の救護に伴う二次災害を防止するため、ずい道等の建設の仕事等を行う事業者は、労働者に加え、労働者以外の作業従事者を救護する場合にも備え、必要な事前の措置を講じなければならないものとしたこと。
- 5 事業者が講ずる措置に応じて労働者及び労働者以外の作業従事者が講ずべき措置（安衛法第26条、第27条関係）  
建設アスベスト国家賠償訴訟最高裁判決（令和3年5月。以下「最高裁判決」という。）等を踏まえ、安衛法第20条から第25条まで及び第25条の2第1項に基づき事業者が講ずる措置への遵守義務を、労働者以外の作業従事者にも課すこととしたこと。
- 6 元方事業者（安衛法第29条～第30条の3関係）又は注文者（安衛法第31条～第31条の3関係）が措置を講ずべき場面の拡充  
元方事業者又は注文者が講ずべき措置の対象に、第1の3と同様の観点から、労働者と同一の場所で仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者を含めることとしたこと。これにより、労働者に加え、労働者以外の作業従事者が建設業等の仕事の作業を行う場合も、安衛法第30条に基づく措置義務の対象となるなど、元方事業者又は注文者が講ずべき措置の対象範囲の拡充が図られたものであること。  
なお、安衛法第31条の2については改正を行っていないが、注文者が個

人事業者に対して仕事を注文する場合も、当該個人事業者が更に労働者を使用する事業者の仕事に請負わせる可能性があることから、注文者は、当該個人事業者に対し、同条に基づく措置を講じる義務があることに留意すること。

7 注文者による違法な指示の禁止（安衛法第31条の4関係）

注文者による違法な指示の禁止について、その適用の場面を、注文者の指示に従って請負人に係る作業従事者が作業を行った場合に拡大することとしたこと。

8 元方事業者等が講ずる措置の遵守等（安衛法第32条関係）

元方事業者等が講ずる措置の対象拡大に伴い、作業従事者に係る請負人は、当該措置に応じた必要な措置を講じ、元方事業者等の指示に従わなければならないこととしたこと。また、作業従事者は、当該措置の実施を確保するため、必要な事項を守り、元方事業者等の指示に従わなければならないこととしたこと。

9 機械等貸与者の講ずべき措置（安衛法第33条関係）

機械等を貸与する者が当該機械等による労働災害を防止するために必要な措置を講じなければならない場面について、事業者に貸与する場合だけでなく、個人事業者も含めた事業を行う者に貸与する場合としたこと。

10 建築物貸与者の講ずべき措置（安衛法第34条関係）

建築物を貸与する者が当該建築物による労働災害を防止するために必要な措置を講じなければならない場面について、事業者に貸与する場合だけでなく、個人事業者も含めた事業を行う者に貸与するとき（一の事業者若しくは個人事業者に貸与するとき、又は二以上の個人事業者のみに貸与するときを除く。）としたこと。

11 作業従事者による申告（安衛法第97条関係）

労働者以外の作業従事者にも、事業場において、当該作業従事者の作業に関係する安衛法又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長等に申告して是正のため適切な措置をとるように求めることができることとし、注文者、機械等貸与者その他作業従事者に係る事業を行う者の契約の相手方は、当該申告を理由として、当該事業を行う者に対し、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならないこととしたこと。

12 都道府県労働局長及び労働基準監督署長の命令等（安衛法第98条及び第99条関係）

都道府県労働局長又は労働基準監督署長が労働災害を防止するために事業者等に対して行う使用停止等の命令について、その実効性を確保する観点から行う命令の対象に、労働者以外の作業従事者及び機械等の貸与を受けている者を加えるとともに、安衛法第99条第1項の命令の対象を、個人事業者を含む「事業を行う者」に拡大し、併せて同条第2項に基づき必要な事項を命ずることができる対象に労働者以外の作業従事者を加えたものであること。

II 整備政令関係（労働安全衛生法施行令関係）

1 統括安全衛生責任者等の選任に係る基準の見直し（労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「安衛令」という。）第7条第2項関係）

統括安全衛生責任者等の選任を要しない事業場の基準を、労働者の数ではなく、作業従事者の数としたこと。

2 機械等貸与者が講ずべき措置に係る対象機械等の拡大（安衛令第10条関係）

機械等貸与者が労働災害を防止するために、必要な措置を講じなければならない機械等に、フォークリフト、ショベルローダー及びフォークローダーを加えることとしたこと。

3 建築物貸与者が講ずべき措置に係る対象建築物の拡大（安衛令第11条関係）

建築物貸与者が労働災害を防止するために、必要な措置を講じなければならない建築物について、事務所又は工場の用に供される建築物から、事務所、工場その他の事業の用に供される建築物に対象を拡大することとしたこと。

III 整備省令関係（労働安全衛生規則、ボイラー及び圧力容器安全規則、クレーン等安全規則、ゴンドラ安全規則、石綿障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、高気圧作業安全衛生規則、電離放射線障害防止規則、酸素欠乏症等防止規則、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令、粉じん障害防止規則、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則関係）

1 改正法により改正された規定に基づく委任省令に係る規定の一部改正

(1) 改正法により、安衛法第30条等に基づき元方事業者等が実施すべき措

置の対象が「労働者」から「作業従事者」に拡大されたことを踏まえ、「関係請負人の労働者」とあるのを、「関係請負人に係る作業従事者」と改める等の改正を行ったこと。(労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第113号。以下「安衛則」という。)第18条の5等関係)

- (2) 改正法により、機械等貸与者が機械等を個人事業者に貸与した場合についても措置義務の対象とされたことを踏まえ、「他の事業者に貸与」とあるのを、「事業を行う者に貸与」と改める等の改正を行ったこと。(安衛則第665条等関係)
- (3) 改正法により、建築物貸与者が建築物を「個人事業者に」貸与した場合についても措置義務の対象とされたことを踏まえ、「貸与を受けた事業者」とあるのを、「貸与を受けた事業を行う者」と改める等の改正を行ったこと。(安衛則第671条等関係)

2 最高裁判決を踏まえた改正省令(令和4年厚生労働省令第82号及び令和6年厚生労働省令第80号。以下「最高裁判決を踏まえた改正省令」という。)に係る規定の一部改正

- (1) 改正法により、「事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者」として、「作業従事者」が新たに位置付けられたことを踏まえ、「作業に従事する者」を「作業従事者」と改めたこと。(安衛則第24条の6等)
- (2) 改正法により、労働者以外の作業従事者が労働者と同一の場所において仕事の作業を行う場合に、保護又は規制の対象とされたことを踏まえ、特定の作業場において、労働者以外の作業従事者が危険が発生するおそれのある箇所に入り込むことを禁止する措置等について、その場面を明確化したこと。(安衛則第151条の50等)
- (3) 改正法により、「請負人」等について、事業主体と作業主体を明確に書き分けたことを踏まえ、作業主体を指す「請負人」を「請負人に係る作業従事者」に改めること。(鉛中毒予防規則(昭和47年労働省令第37号)第32条等関係)

3 「今後の安全衛生対策について」(建議)(令和7年1月17日付け労審発第1650号)を踏まえた対策の強化のための一部改正

建築物貸与者が貸与する建築物のうち、貸与を受けた二以上の事業を行う者に専ら使用させる部分以外の部分について、労働災害防止に必要な措置を新たに規定したこと。(安衛則第679条等)

4 その他所要の改正

安衛法第30条及び第32条に基づき、特定元方事業者や関係請負人が講ずべき措置を規定している安衛則第635条等について、安衛法第30条第2項

又は第3項に基づき指名を受けた事業者や、指名を受けた事業者以外の請負人が講ずべき措置が明確となるよう、準用規定を設ける等所要の改正を行ったこと。また、安衛法第30条の2第2項及び第30条の3第2項によって準用する第30条第2項に基づく指名、第30条の2第3項及び第30条の3第3項に基づく指名についても同様に所要の改正を行ったこと。(安衛則第642条の4、第643条の6の2、第643条の8等関係)

#### IV 整理等告示

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和47年労働省令第44号)第68条第1項第3号の規定をⅢの1(1)及び4のとおり改正したことに伴い、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第68条第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める労働災害防止業務従事者講習の講習科目の範囲及び時間(平成21年厚生労働省告示第143号)においても同様の改正を行ったこと。

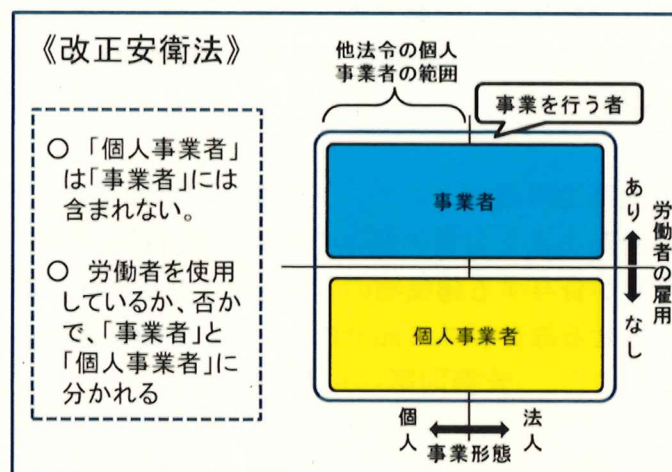
#### 第2 細部事項

##### 1 共通事項

##### (1) 個人事業者の範囲

##### ① 他法令との定義の違い

他法令では、事業を行う者が個人事業主に該当するか否かは、法人か否かで判断される場合が多いが、安衛法において「個人事業者」とは、「事業を行う者であって、労働者を使用しないもの」と定義されており、法人であるか否かは問わず、労働者を使用するか否かで判断することとなること。これらの関係を図示すれば次のとおりとなること。



##### ② 特定受託事業者への適用

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）に基づく「特定受託事業者」は、業務委託の相手方である事業者であつて、当該業務を行うに当たり従業員を使用しないものとされているため、基本的には、安衛法上の「個人事業者」に該当し、同法に基づく「特定受託業務従事者」も安衛法上の「個人事業者である作業従事者」に該当するため、労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する場合には、安衛法の各種措置が適用されることとなること。

ただし、「特定受託事業者」の要件にある「従業員」の範囲は、「週の所定労働時間が20時間以上で、かつ31日以上雇用が見込まれる労働者」とされているため、これに該当しない「従業員」を使用している場合には、「特定受託事業者」には該当するが、安衛法上の「個人事業者」には該当せず、「事業者（事業を行う者で労働者を使用するもの）」に該当することとなる点に留意すること。

### ③ 家内労働者及び補助者への適用

家内労働法（昭和45年法律第60号）に基づく「家内労働者」は、「物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他これらの行為に類似する行為を業とする者であつて厚生労働省令で定めるものから、主として労働の対償を得るために、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について委託を受けて、物品の製造又は加工等に従事する者であつて、その業務について同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするもの」と、「補助者」は、「家内労働者の同居の親族であつて、当該家内労働者の従事する業務を補助する者」と定義されているが、安衛法上、適用除外の対象とはされていないため、家内労働者は臨時的に労働者を使用する場合を除き、原則「個人事業者」に該当し、家内労働者及び補助者は「作業従事者」に該当する。このため、労働者と同一の場所においてこれらの者が仕事の作業に従事する場合には、家内労働法と安衛法の各種規定が重畳して適用されることとなること。

家内労働法と安衛法の適用関係については、それぞれの法令に基づく規制内容や規制の水準に応じて以下のような関係となること。

ア ある事項について同様の目的から両法に基づく規定が定められている場合、水準が高い方の規定に基づく措置を講じれば、もう一方の規定に基づく措置を実施したことになる（同一水準の場合も同様）。

イ 両法に基づき類似の規定が定められているが趣旨・目的が異なる場合、それぞれの規定に基づく措置を実施する必要がある。

ウ 一方の法律のみに規定が定められている場合、当該法律の規定に

基づく措置を実施する必要がある。

なお、記の第1のIの11に掲げる作業従事者による申告制度については、上記イに該当するものであり、家内労働法第32条第1項は、委託者による同法又は同法に基づく命令への違反について、家内労働者又は補助者に申告権を認めるものであり、家内労働関係における適正な労働条件の確保を目的とする制度である一方、安衛法第97条第1項は、作業従事者に対し、事業場における同法又はこれに基づく命令への違反について申告し、是正を求めることを認めるものであり、労働災害防止を目的とする制度であることから、家内労働法及び労働安全衛生法の双方が適用される場合には、いずれか一方の申告制度の行使をもって他方の申告制度の行使が排除されるものではないこと。当該場合においては、是正を求める違反内容が、家内労働法に基づくものか、労働安全衛生法に基づくものかに応じて、それぞれの申告制度が適用されるものであり、必要に応じて、両法に基づく申告が行われることもあり得るものであること。

## (2) 「労働者と同一の場所」の範囲

改正法では、個人事業者等が措置を講ずべき場面や労働者以外の作業従事者が事業者、注文者等の講ずる措置の保護対象となる場面は、労働者以外の作業従事者が労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する場合に限定されている。

これは、労働者以外の作業従事者が当該場所において作業を行うことにより、労働者に危害を及ぼすおそれがあること等に着目し、既存の労働災害防止対策に、労働者と同じ場所で作業に従事する労働者以外の作業従事者をも取り込み、労働者のみならず、労働者以外の作業従事者による災害の防止を図ることとしたものである。

そのため、ここでいう「労働者と同一の場所」とは、当該場所に存在する危険性又は有害性等により、労働者以外の作業従事者と労働者が共通して、危険又は健康障害を生ずるおそれを受ける状態にある場所の範囲をいうものである。その判断は、屋内外を問わず、原則として、物理的に同一の空間において、労働者及び労働者以外の作業従事者の作業が同時に行われる場所をいうものであり、典型的には、労働者による作業が通常行われている作業場が対象になるものであること。

ただし、「労働者と同一の場所」の範囲は、必ずしも同一の区画又は階層に限定されるものではなく、当該場所で行われる作業が周囲に及ぼす影響や、それぞれの規定が目的とする保護法益に照らし、個別具体的に判断されるべきものであること。なお、当該影響が物理的又は時間的に遮断されている場合についてまで対象とするものではないこと。

一方、通常は労働者が作業を行っているが、一時的に作業場所に不在であることのみをもって、直ちに「労働者と同一の場所」に該当しないと判断すべきものではないこと。

なお、法第15条等における「一の場所」については、その範囲についての考え方が異なるものであること。

例えば、次のような場所が「労働者と同一の場所」に含まれること。

- ① 同一空間で同時に作業が行われる場所
  - 物流倉庫の荷捌き場において、労働者と労働者以外の作業従事者により、同一のフォークリフト作業区域内で荷役作業が同時に行われる場所
  - 工場の製造ラインにおいて、労働者と労働者以外の作業従事者により、同一の建屋内で同一設備を用いて同時に作業が行われる場所
- ② 同一空間を超えて、危険性又は有害性等が及ぶおそれのある作業が行われる場所（同一の敷地内であっても、完全に区画された別棟での作業など、物理的に遮断され、危険性又は有害性等が及ぶおそれのない作業が行われる場所を除く。）
  - 同一建物内の異なる階層又は区画で作業している場合であって、一の階層又は区画で発生した爆発、火災、有機溶剤、粉じん等が他の階層又は区画に影響を及ぼすおそれのある作業が行われる場所
  - 林業の伐採現場において、労働者が伐倒作業を行う区域と、労働者以外の作業従事者が集材又は造材作業を行う区域が区画上は分かれているものの、伐倒木の倒伏方向、転落木、飛散物又は重機の旋回範囲等によっては、危険を及ぼすおそれのある作業が行われる場所
- ③ 労働者と同時に作業を行うものではないが、時間的に近接し、危険性又は有害性等が残存するおそれのある作業が行われる場所（作業と作業の間に十分な時間が空いており、時間的に遮断され、危険性又は有害性等が及ぶおそれのない作業が行われる場所を除く。）
  - 労働者以外の作業従事者が有機溶剤を使用し退出した後、十分な換気がなされないまま、同一場所において労働者による内装作業が行われる場所
  - 労働者以外の作業従事者が危険物の取扱作業の終了後、退出し、爆発性雰囲気が残存しているおそれがある状態で、労働者による他の作業が行われる場所

(3) 労働者以外の作業従事者が「労働者と同一の場所」以外の場所で就業

する際の改正法に基づく措置と同様の措置の推奨

個人事業者等が、安衛法上の措置を講ずべき場面は、労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する場合に限定されているため、労働者以外の作業従事者が、労働者と同一の場所以外の場所において仕事の作業に従事する場合には、当該就業については、改正後の安衛法に基づく措置義務又は遵守義務が適用されないこと。

しかしながら、労働者以外の作業従事者が労働者と同一の場所以外で就業する場合であっても、作業の内容、使用する機械、取扱う物質等によっては、労働者以外の作業従事者自身や、労働者以外の者であって、周囲で作業を行う作業従事者が被災する災害が発生するおそれがあることに変わりはないほか、作業の進捗や作業内容の変更等により、急遽、労働者と同一の場所で作業を行う必要が生ずることもある。

このため、労働者以外の作業従事者が労働者と同一の場所以外で就業する場合においても、事業者、注文者その他関係者においては、改正法に基づき労働者以外の作業従事者が労働者と同一の場所で就業する場合に講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該就業実態に応じて、可能な範囲で同様の措置を講じておくことが望ましいこと。

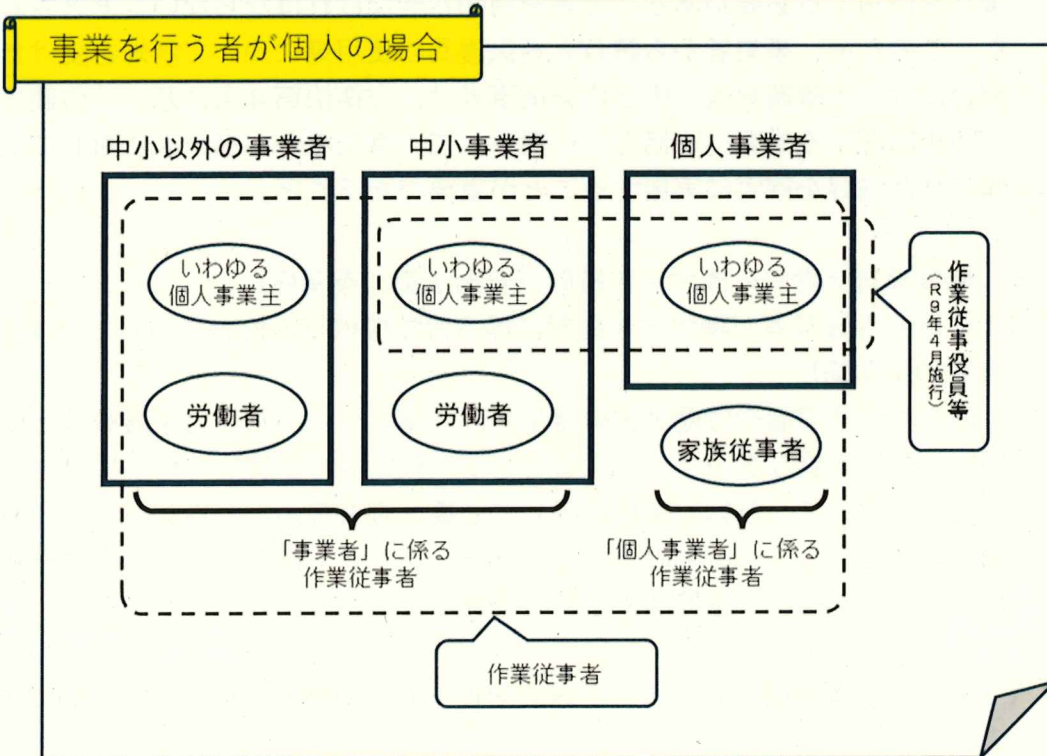
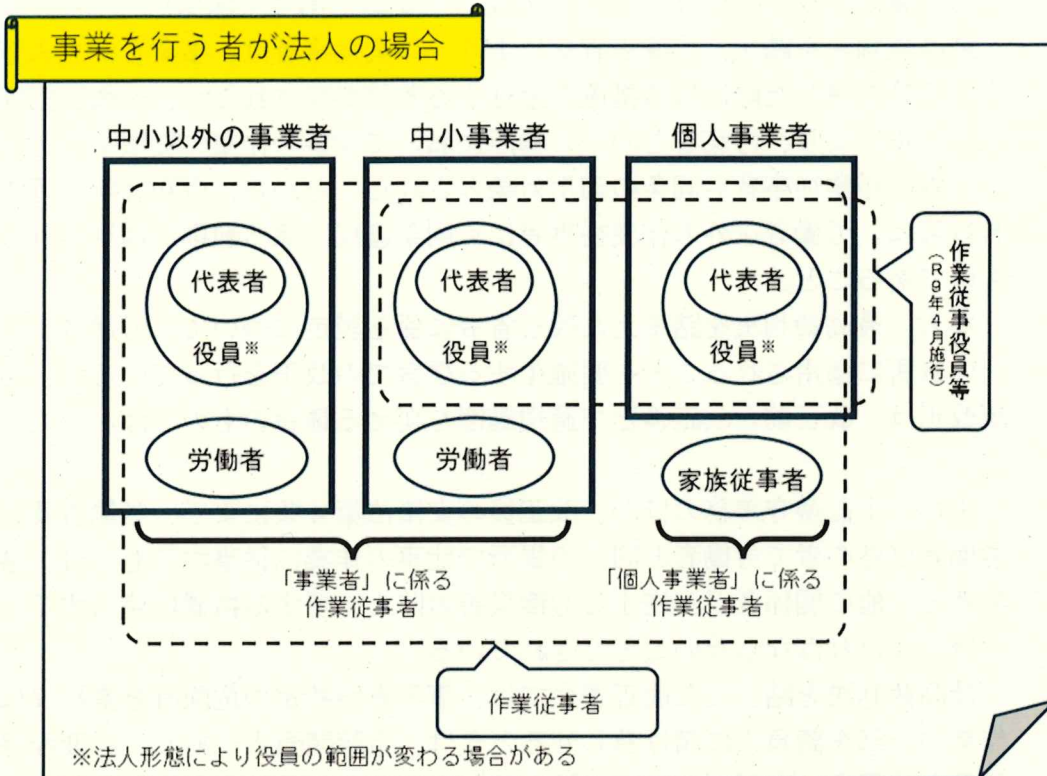
#### (4) 「作業従事者」の範囲

「作業従事者」とは、作業の内容如何にかかわらず、事業を行う者が行う仕事の作業（危険有害な作業に限らず、現場監督、記録のための写真撮影、荷物の搬入等も含まれる。）に従事する者をいうこと。「作業従事者」に該当するか否かの判断に当たっては、契約形式等にかかわらず、実際に当該現場において仕事の作業を行っているかどうかを基準として、個別具体的に判断されるものである。例えば、次に掲げる者が含まれ、下図のとおりであること。

- ① 事業者（当該事業者が元方事業者、関係請負人等に当たる場合を含む。以下この項目において同じ。）の労働者
- ② 事業者又は個人事業者（当該個人事業者が元方事業者、関係請負人等に当たる場合を含む。以下この項目において同じ。）が法人である場合の代表者又は役員
- ③ 法人でない事業者又は個人事業者のいわゆる個人事業主
- ④ 個人事業者の家族従事者

一方で、見学者等当該場所に立ち入るものの、作業は行わないものは、通常は作業従事者には該当しないことに留意すること。

また、「A（※Aは事業を行う者である。）に係る作業従事者」とは、当該Aが行う事業の仕事の作業に従事する者をいい、代表者、役員、労働者等の属性は問わないものであること。



2 最高裁判決を踏まえた改正省令による罰則の適用 (安衛法第26条関係)

及び労働災害防止に関する措置への協力（安衛法第4条関係）

最高裁判決を踏まえた改正省令により、作業従事者は、事業者が立入禁止措置等を講じた際に当該措置を遵守する義務が課されたが、安衛法第26条の改正により、労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者も同条の適用対象とされたことから、令和8年4月1日以降は、労働者以外の作業従事者にも同条違反に係る罰則が適用されるものであること。

なお、最高裁判決を踏まえた改正省令に係る規定について、労働者と同一の場所に適用されることを明確化する趣旨での改正を行っているが、当該改正は、改正前と改正後とで適用範囲を変える趣旨のものではないこと。

また、上記遵守義務のほか、改正後の安衛法第4条により、労働者及び労働者以外の者で労働者と同一の場所で仕事の作業に従事するものは、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するよう努めなければならないこととされている。

最高裁判決を踏まえた改正省令では、事業者が特定の危険有害業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、必要な保護具を使用する必要があること等を周知させなければならないこととされた。このため、事業者から請負人が保護具の使用等について周知を受けた場合には、当該請負人に係る作業従事者は、安衛法第4条に基づく労働災害防止に関する措置への協力の一環として、事業者から請負人に対して周知された内容を確実に実施することが重要であること。

### 3 機械等貸与者等の講ずべき措置（安衛法第33条関係）

#### (1) 機械等貸与者が講ずべき措置に係る対象機械等の拡大について（安衛令第10条関係）

近年の作業実態や労働災害の発生状況を踏まえ、従来の対象機械等と同様に、機械等貸与者がリースすることが一般的で、不特定の場所に自走する機械であって、運転の業務に際して必要な資格等が定められ、一定の労働災害が発生しているものとして、フォークリフト、ショベルローダー及びフォークローダーを追加するものであること。

#### (2) 「労働者と同一の場所」を構成要件として規定しないことについての考え方

安衛法第33条第1項に基づく措置義務については、改正法の他の規定と異なり、「労働者と同一の場所」を構成要件として規定していないが、これは、機械等貸与者が貸与をする段階において、貸与を受ける者が事業者であるか個人事業者であるか、個人事業者である場合には貸与した機械等

を労働者と同一の場所で使用するか否かを確認することは困難であり、当該確認のための負担と、同項に基づき機械等貸与者が講ずべき措置による負担を比較考慮し、貸与された機械等による労働災害防止に万全を期すため、事業を行う者に機械等を貸与する場合には、一律に必要な措置の実施を義務付けることとしたものであること。

(3) 貸与先で機械等を操作する者が「その使用する労働者でないとき」に該当する範囲

安衛法第33条第2項における「その使用する労働者でないとき」とは、当該機械等の貸与を受けた事業を行う者と操作者との間に労働契約関係がなく、指揮命令下でない場合をいうものをいい、同条第1項の改正により、貸与先が個人事業者を含めた事業を行う者に広がったことに伴い、対象となる者として、例えば、次に掲げる者が新たに含まれることとなったこと。

- ① 貸与を受けた事業を行う者の関係請負人かつ個人事業者である作業従事者
- ② 貸与を受けた個人事業者である作業従事者
- ③ 貸与を受けた個人事業者の家族従事者

(4) 機械等の貸与を受けた個人事業者である作業従事者が当該機械等を操作する場合における資格又は技能の「確認」及び必要事項の「通知」の取扱い（安衛則第667条関係）

安衛則第667条は、機械等貸与者から貸与された機械等について、当該機械等を操作する者が、貸与を受けた者の使用する労働者でない場合における安全確保のため、機械等の貸与を受けた者に対し、資格又は技能の確認及び必要事項の通知を求めるものであること。

上記(3)③の機械等の貸与を受けた個人事業者である作業従事者が当該機械等を操作する場合についても、「その使用する労働者でない者」に該当するものの、貸与を受けた者と操作する者が同一人物となることから、自身が資格又は技能を有することを確認・記録することをもって、同条の確認及び通知がなされたものとみなすものであること。

4 建築物貸与者の講ずべき措置（安衛法第34条関係）

(1) 建築物貸与者が講ずべき措置の対象となる建築物の範囲の拡大について（安衛令第11条関係）

建築物貸与者が講ずべき措置の対象となる建築物の範囲について、従来は、事務所又は工場の用に供される建築物に限定されていたものの、近年の事業活動の多様化に伴い、事務所又は工場以外の用途に供される建築物

においても、建築物等の管理に起因する労働災害が発生している実態があることから、事業の用に供されるあらゆる建築物を対象とするものであること。

(2) 建築物に該当しないものを貸与する場合の取扱い

法第34条に規定する「建築物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号の「建築物」に該当するものであり、例えば、屋外駐車場、屋外資材置場その他の施設や工作物で、「屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類するものを含む。）」に該当しないものについては、本条にいう建築物には該当しないことから、これらの施設等を貸与する場合については、法第34条に基づく建築物貸与者としての義務は、生じないものである。

しかしながら、これらの施設であっても、作業従事者が作業を行うことにより、労働者に危険を及ぼすおそれがあることから、労働災害防止の観点から、貸与者において、当該施設の構造等や使用実態を踏まえ、労働災害防止上必要な対応を検討の上、本条に基づく措置に準じた対応を行うことが望ましいこと。

(3) 事業の用に供する建築物を「二以上の個人事業者のみに」貸与する場合の取扱い

建築物を二以上の個人事業者のみに貸与する場合には、当該建築物で行われる事業に係る労働者が当該建築物に存在しないこととなり、法第34条に基づく措置が想定する「労働災害」の発生場面が認められないことから、結果として、本条に基づく具体的な措置義務は生じないものである。

しかしながら、この場合においても、二以上の事業を行う者が併存することにより、本条が適用される場合と同様の危険性又は有害性等が生じるおそれがあることから、建築物貸与者において、必要な対応を検討し、本条に基づく措置に準じた対応を行うことが望ましいこと。

5 申告制度（安衛法第97条関係）

(1) 労働者以外の作業従事者による申告の対象となる労働安全衛生関係法令の範囲

労働者以外の作業従事者による申告の対象となる「事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるとき」とは、安衛法、安衛令、安衛則等の規定のうち、事業場において、当該申告者の作業に関係する規定に違反する事実があるときをいうこと。具体的には、次に掲げる規定に違反する事実について、申告の対象となるものである

こと。

- ① 元方事業者又は注文者が講ずべき措置に関する規定（安衛法第15条から第16条まで、第29条から第32条まで関係）
- ② 機械等貸与者又は建築物貸与者が講ずべき措置に関する規定（安衛法第33条及び第34条関係）
- ③ 事業者が講ずべき危険防止措置、安全装置、防護措置等に関する規定（安衛法第20条から第25条まで、第25条の2関係）
- ④ 災害報告に関する規定（報告を行ったことを理由とする不利益取扱いを禁止する規定を含む。）（安衛法第100条の2関係）

一方で、当該者が作業に従事する事業場とは無関係な事業場における違反の事実や、当該者の作業と直接の関係を有しない事項については、本条に基づく申告の対象とはならないものであるが、労働基準監督署等への相談や情報提供を妨げる趣旨ではないこと。

## (2) 不利益取扱いに該当する行為

安衛法第97条第3項に基づく「不利益な取扱い」には、契約の相手方が行う取引の停止に限られず、申告をしたこととの因果関係が認められる一切の不利益な取扱いが含まれるものであること。

例えば、次に掲げるような行為は、「不利益な取扱い」に含まれること。

- ① 申告をした個人事業者との契約について、合理的な理由なく解除若しくは更新を拒否し、又は取引条件を不利に変更すること
- ② 自らが管理する作業場所への立入りを不当に制限し、又は作業の機会を与えないこと
- ③ 作業からの排除、過度な監視、嫌がらせ、威迫的な言動、就業環境を害すること等により、事実上作業を継続することを困難にすること
- ④ 契約解除を示唆し、又は将来の取引継続に不安を与える言動を行うこと

一方で、申告とは無関係な客観的理由に基づき行われる契約条件の見直しや業務内容の変更については、不利益取扱いに該当するものではなく、当該行為が申告を理由とするものか否かについては、行為の時期、内容、経緯等を踏まえ、個別具体的に判断すべきものであること。

# 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）の概要

## 改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

## 改正の概要

参考資料

### 1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

### 2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

### 3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。  
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

### 4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

### 5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。 等  
このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

## 施行期日

令和8年4月1日（ただし、1①の一部は公布日、4②は令和8年1月1日、3③は令和8年10月1日、1②の一部は令和9年1月1日、1①及び②の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3①は公布後5年以内に政令で定める日）

# 1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

## 背景

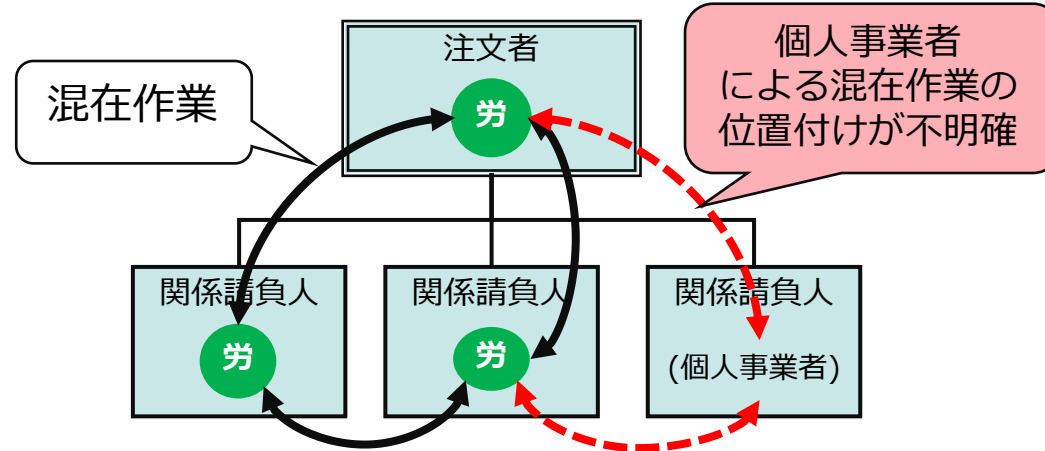
- 建設アスベスト訴訟の最高裁判決（令和3年5月）において、労働安全衛生法第22条（健康障害防止措置）は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断がされた。このことを踏まえ、同条に基づく省令の規定を改正した。（令和5年4月施行）
  - ⇒ 安全衛生分科会での議論において、安衛法第22条以外の規定のあり方、個人事業者等自身による措置のあり方、注文者等による措置のあり方等については、別途検討することとされた。

## 改正内容

- 個人事業者等（注）の業務上災害の防止、ひいては同じ場で働く労働者の災害防止のため、個人事業者等を労働安全衛生法による保護対象・義務の主体として位置づけ、次の見直しを行う。（注）個人事業者のほか中小事業者の代表者又は役員も対象
  - ①注文者（建設業におけるゼネコン等）が講じるべき措置の義務付け（次ページ）
    - ・ 建設業、造船業、製造業の注文者には、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われる場合には、混在作業による労働災害防止のため、作業間の連絡調整等の必要な措置を講じることが義務付けられているところ、この統括管理の対象に個人事業者等を含む作業従事者を追加する 等
  - ②個人事業者等自身が講じるべき措置の義務付け
    - ・ 構造規格や安全装置を具備しない機械等の使用禁止
    - ・ 特定の機械等に対する定期自主検査の実施
    - ・ 危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講 等
  - ③個人事業者等を含む作業従事者の業務上災害を労働基準監督署に報告する仕組みを整備
    - （注）個人事業者に作業を請け負わせる「事業者」に対する保護措置の義務づけは省令改正により対応済み。
- また、業種を問わず、労働者や個人事業者が混在する作業場所を管理する者（※1）に対して、自らと請負人が行う作業間の連絡調整等の必要な措置を義務付けることで、日本が未批准のILO基本条約である第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）（※2）の批准につながる。
  - （※1）例えば、卸売業の事業者が、倉庫で作業する店員と、フォークリフトで商品の搬出をする運送業者が混在することによる事故を防止するため、連絡調整を行う。
  - （※2）条約第17条に規定されている「二以上の企業が同一の作業場において同時に活動に従事する場合の協力義務」が批准に当たっての課題となっている。

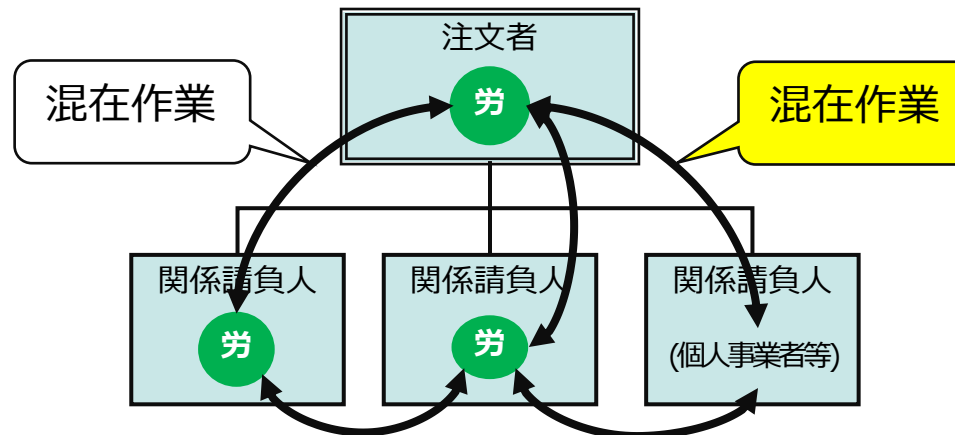
# (参考) 注文者等が講じるべき措置 (作業間の連絡調整) のイメージ

«現行»



個人事業者等による混在作業の位置付けを明確化

«見直し後»

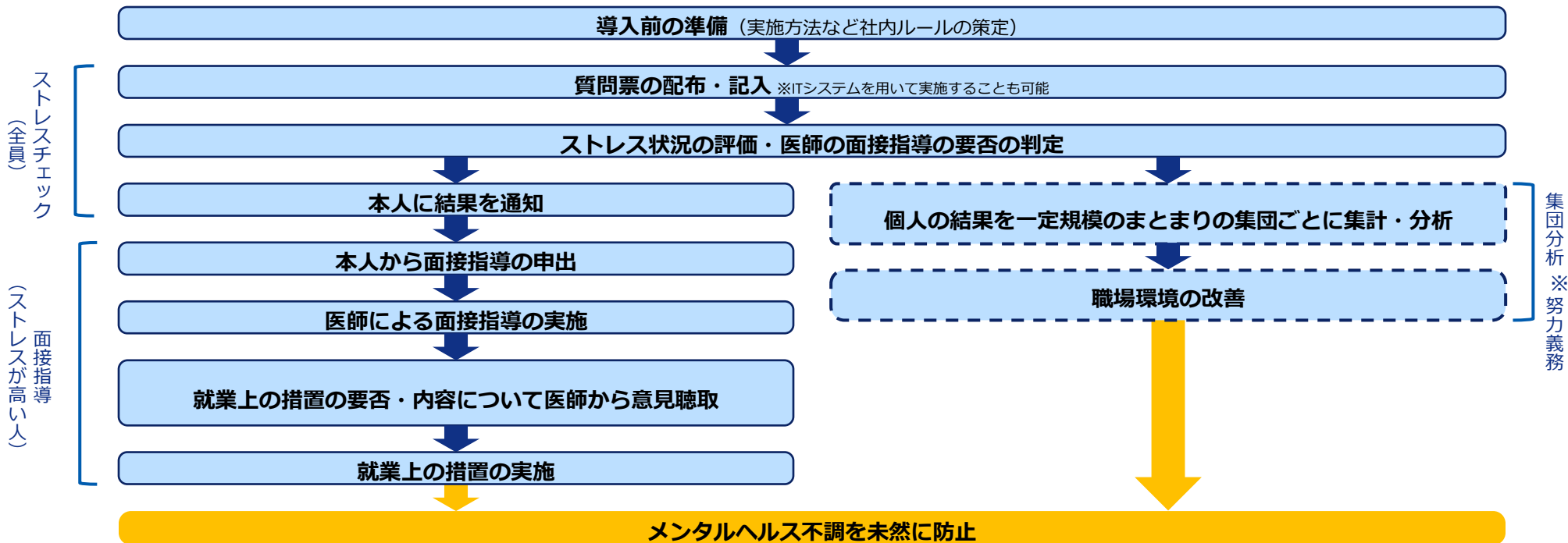


## 2. 職場のメンタルヘルス対策の推進

### 背景

- 事業場におけるメンタルヘルス対策については、メンタルヘルス不調の未然防止の観点で、平成27年12月にストレスチェック制度が導入されたが、50人未満の事業場では努力義務にとどまっている。

#### (ストレスチェック制度の流れ)



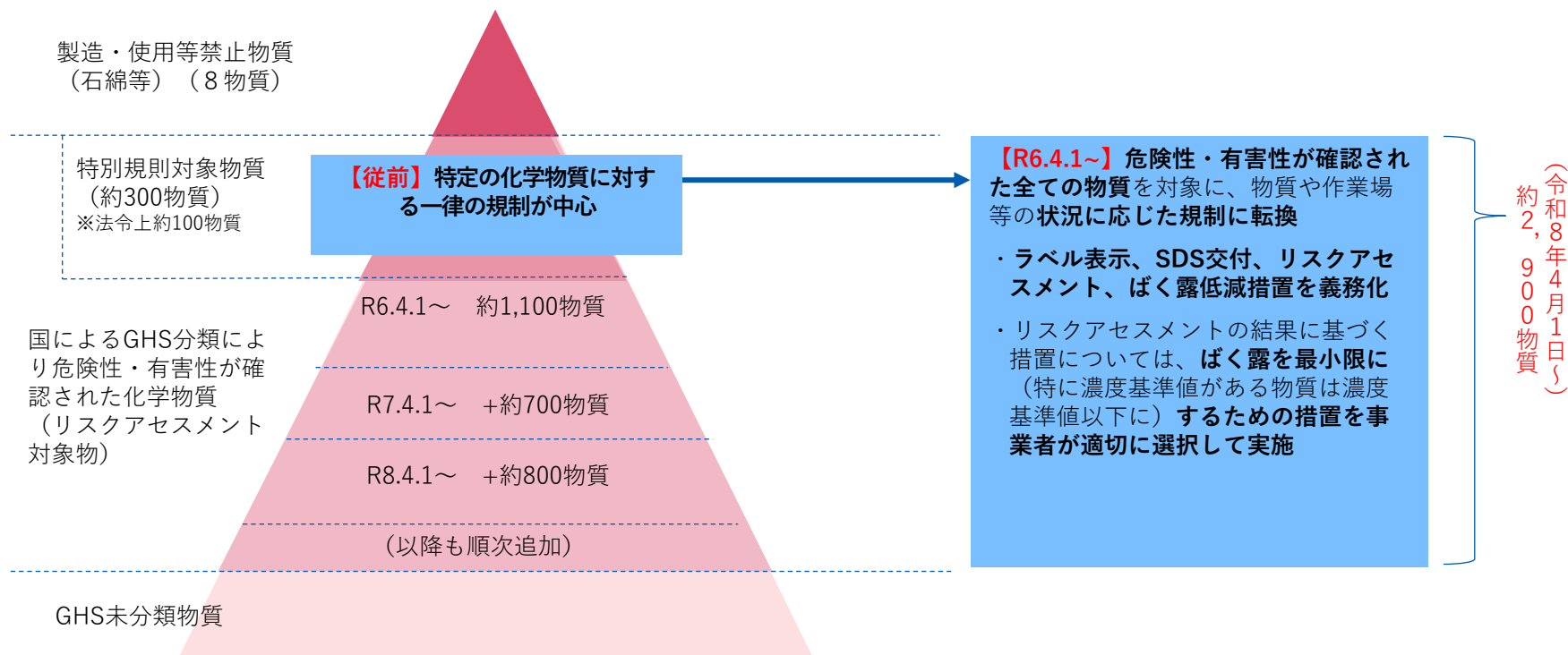
### 改正内容

- 現行法ではストレスチェックは労働者50人以上の事業場に義務付けられている（50人未満は努力義務）ところ、これを全ての事業場に義務化する。
- ※ 小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、
  - ・ 50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法についてのマニュアルの作成
  - ・ 医師による面接指導の受け皿となる「地域産業保健センター」（地さんぽ）の体制拡充 等の支援策を講じていく。
- また、50人未満の事業場の負担等に配慮し、十分な準備期間を設ける（施行期日は公布後3年以内に政令で定める日とする）。

### 3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進

#### 背景

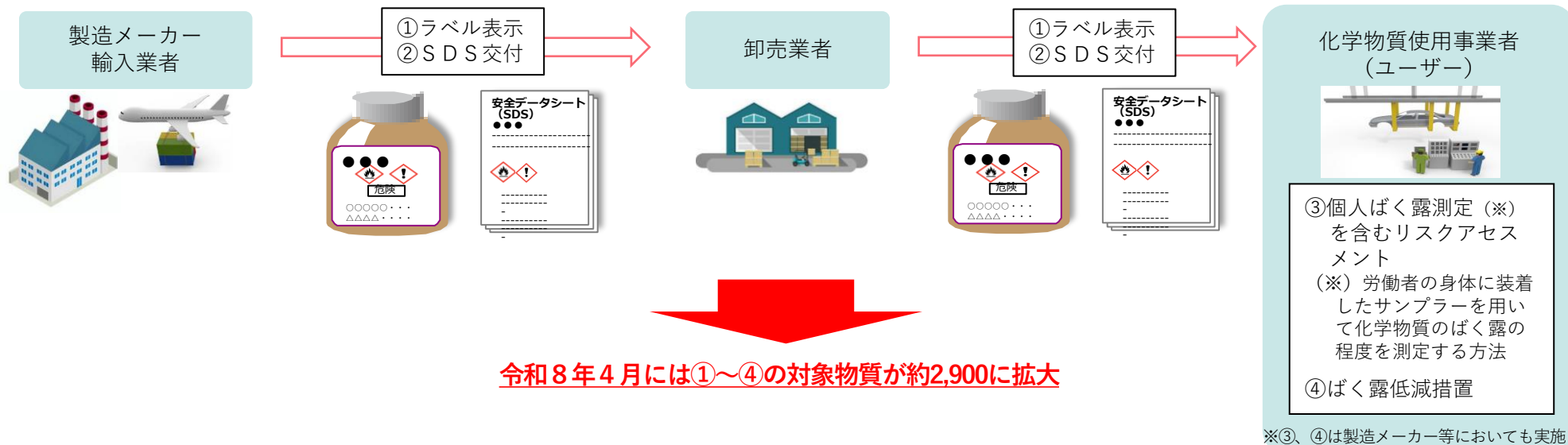
- 化学物質管理については、物質の多様化や国際的な潮流に従い、化学物質ごとの個別具体的な法令による規制から、事業者等による自律的な管理を基軸とする規制へ、安衛法体系の抜本的見直しが行われたところ。（令和4年から政省令改正・順次施行）
- これにより、化学物質の譲渡・提供者による「危険・有害性情報の表示（ラベル）及び通知（SDS（※）の交付等）」や事業者による「リスクアセスメントの実施」が必要となる化学物質が、令和8年4月には、危険性又は有害性がある全ての化学物質（国際的な基準に従い分類した約2,900物質）に拡大されることが予定されている。  
（※）安全データシート（Safety Data Sheet）の略語。化学物質を譲渡または提供する際に、その化学物質の物理化学的性質や危険性・有害性及び取扱いに関する情報を、譲渡または提供する相手方に通知する文書のこと。



(注) GHS：2003年7月に国際連合から公表された「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」。日本では「日本産業規格 Z 7252（GHSに基づく化学品の分類方法）」において化学品の分類方法が定められており、これに基づく分類判定の結果を用いて、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質を特定している。

## 危険・有害性情報の通知制度

- 労働安全衛生法に基づき、
  - ・ 危険有害な化学物質を譲渡・提供する者（メーカー、卸売等）には、次の義務が課されている。
    - ①名称や人体に及ぼす作用などの危険有害性情報をラベル表示する義務
    - ②譲渡・提供する相手方に文書（SDS）を交付して、成分・含有量などの危険有害性情報を通知する義務
  - ・ 譲渡・提供を受けたユーザー企業等は、①②の情報を踏まえた③危険性・有害性等の調査（リスクアセスメント）を行い、その結果に基づいて④必要なばく露低減措置（例：適切な保護具の使用）を講ずる義務が課されている。



## 改正内容

- 化学物質の譲渡・提供時における危険有害性情報の通知制度（SDS）の履行を確保するため、次の見直しを行う。
  - ・ 通知義務違反に対する罰則の新設
  - ・ 通知事項を変更した場合の再通知（現行は努力義務）の義務化
- SDSについて、EU等の仕組みを参考に、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について代替名等の通知を認める。なお、この場合においても、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき応急の措置等については非開示を認めない。また、医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は直ちに開示することとする。
- 危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境において、労働者が有害な因子にばく露する程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その精度を担保するため、法律上の位置付けを明確にし、有資格者（作業環境測定士）により実施しなければならないこととする。

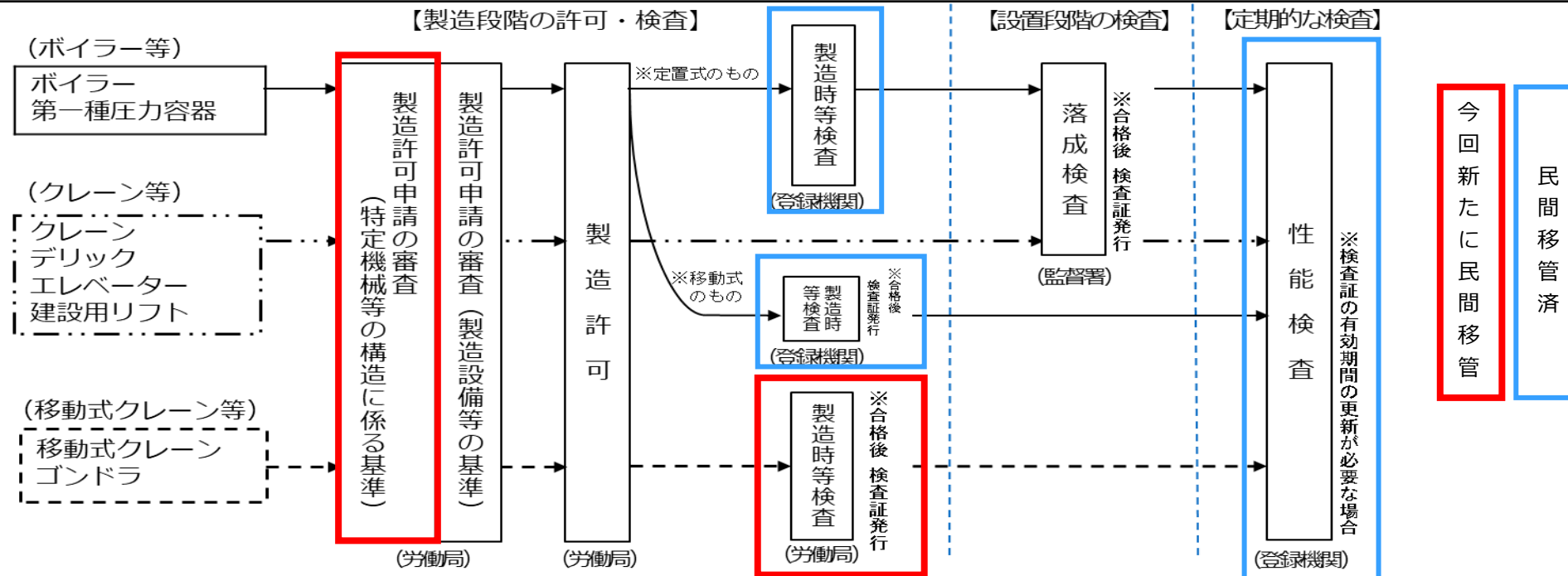
# 4. 機械等による労働災害の防止の促進等

## 背景

- 危険な作業を必要とする特定機械等（ボイラー、クレーン等）については、安全性能を確保するために、製造許可及び製造時等検査制度を設けるとともに、設置時、使用時の各段階における検査を義務付けている。
- 新技術の誕生に伴い設計・検査手法の高度化・専門化が必要となっているところ、EU諸国をはじめとした諸外国では、専門性を持つ民間の検査機関の活用が進んでいる。これまで一部検査について民間移管を進めてきたが、特定機械等の安全性を確保した上で労働災害を効果的に防止するため、更なる行政の効率化や民間活力の活用を促進する必要がある。
- また、技能講習を実施する民間登録機関が不正に技能講習修了証を交付する等の不正事案が生じており、その防止対策を強化する必要がある。

## 改正内容

- 製造許可申請の審査のうち特定機械等の構造に係る基準の審査について、民間の登録機関が行えるようにする。
- 製造時等検査について、移動式クレーン及びゴンドラも民間の登録機関が行えるようにする。
- 民間の登録機関の業務の適正な遂行を担保するため、適切な登録要件の設定、要件に適合しなくなった場合の行政処分などの仕組みを整備する。
- 民間の登録機関の不正防止のための措置その他の所要の改正を行う。



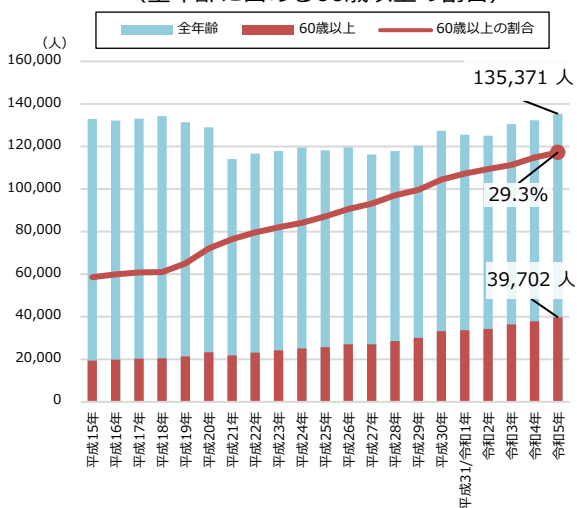
# 5. 高齢者の労働災害防止の推進

## 背景

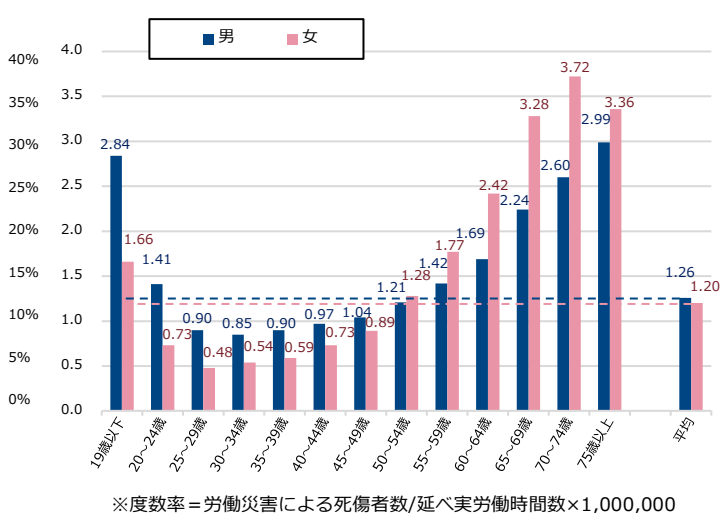
- 休業4日以上の死傷者数は近年増加傾向にあり、この要因として、高年齢労働者の労働災害の増加が挙げられる。
- また、高年齢労働者は、他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い。

労働災害による死傷者数

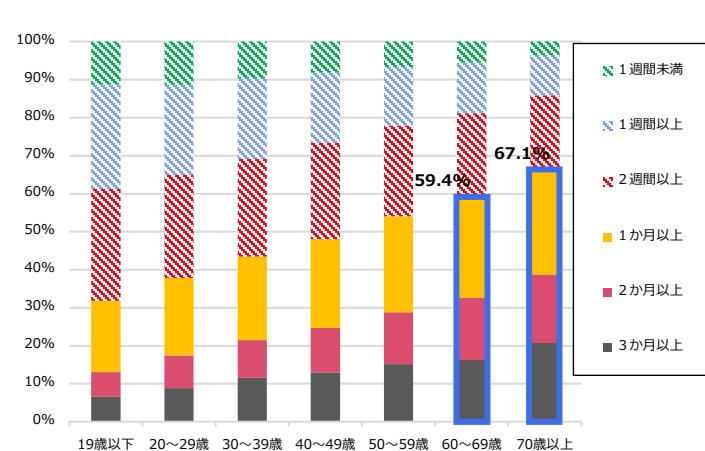
(全年齢に占める60歳以上の割合)



年齢層別 労働災害発生率 (休業4日以上死傷度数率) (令和5年)



年齢層別 労働災害による休業見込み期間 (令和5年)



## 改正内容

- 高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理その他の必要な措置を講ずることを事業者の努力義務とする。
- 厚生労働大臣は、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針(※)を定め、当該指針に従い、事業者又はその団体に対して必要な指導、援助等を行うことができるものとする。

(※) 現在、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)において、安全衛生管理体制の確立(リスクアセスメントの実施等)、職場環境の改善(ハード・ソフト面の対策)、高年齢労働者の体力の状況把握などの取組を求めており、これを参考に指針を検討。

# 【参考】高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの概要

## エイジフレンドリーガイドライン（安全衛生部長通達）

### 1 安全衛生管理体制の確立

#### ● 経営トップによる方針表明と体制整備

経営トップが高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。労働者の意見を聴く機会を設けます。

#### ● 高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

### 2 職場環境の改善

#### ● 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主にハード面の対策）

身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。

#### ● 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主にソフト面の対策）

敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

### 3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

#### ● 健康状況の把握

雇入れ時および定期的健康診断を確実に実施するとともに、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。

#### ● 体力の状況の把握

事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

※ 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

### 4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

#### ● 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた対応

- ・基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。
- ・個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。

#### ● 心身両面にわたる健康保持増進措置

- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」に基づく取組に努めます。
- ・集団及び個々の高年齢労働者を対象として、身体機能の維持向上のための取組を実施することが望まれます。
- ・「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づく取組に努めます。

### 5 安全衛生教育

#### ● 高年齢労働者、管理監督者等に対する教育

労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。  
（再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。）

